

国分寺市障害者地域自立支援協議会専門部会運営要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、国分寺市障害者地域自立支援協議会設置要綱（平成28年要綱第28号。以下「要綱」という。）第 7 条（専門部会）に規定にする国分寺市障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）における協議を円滑かつ効率的に推進するために設置する専門部会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 専門部会は、協議会が指定する事項について、分野別に検討し、その結果を協議会に報告するものとする。

2 専門部会の所掌事項は、次の表に掲げるとおりとする。

専門部会の名称	所掌事項
相談支援部会	1 相談支援事業の運営等に関する事。 2 相談支援機関の情報共有及びネットワーク構築に関する事。 3 相談支援に係る個別事例への対応の在り方に関する事。 4 相談支援に係る課題解決のための社会資源の開発及び改良に関する事。 5 その他相談支援に関する事。
就労支援部会	1 就労支援事業の運営等に関する事。 2 就労支援機関の情報共有及びネットワーク構築に関する事。

	3 就労支援に係る個別事例への対応の在り方に関すること。 4 就労支援に関する課題解決のための社会資源の開発及び改良に関すること。 5 その他就労支援に関すること。
精神保健福祉部会	1 精神保健福祉関係機関の情報共有及びネットワーク構築に関すること。 2 精神保健福祉に係る個別事例への対応の在り方に関すること。 3 精神保健福祉に関する課題解決のための社会資源の開発及び改良に関すること。 4 その他精神保健福祉に関すること。

（専門部会の委員）

第3条 専門部会に属すべき委員（以下「部会員」という。）は、市長が指名する。

（部会員の任期）

第4条 部会員の任期は、当該部会員の指名の日から要綱第4条（委員の任期）の規定による協議会の委員の任期満了日までとする。

2 部会員が欠けた場合における補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

（部会長及び副部会長）

第5条 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、部会員（協議会の委員である者に限る。）の中から協議会の会長が指名する。

- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会の会議)

第6条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ、部会長が招集し、部会長は、会議の議長となる。

- 2 部会員（部会長及び副部会長を除く。）は、会議に出席できないときは、当該部会員の所属する支援機関、関係機関等の職員を代理者として出席させることができる。
- 3 部会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は部会員以外の者から資料の提出を求めることができる。
- 4 専門部会の活動内容は、協議会へ報告するものとする。

(庶務)

第7条 専門部会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、決裁の日から施行する。

(国分寺市就労支援連絡会設置要領の廃止)

- 2 国分寺障害者就労支援連絡会設置要領は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。